

2018年11月28日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

「サイトブロッキングを巡る立法上の諸課題」

—EUの動向と日本法への示唆—

科学研究費補助金 基盤研究A 平成27～31年度

「知的財産権と憲法的価値」

主催者挨拶

高倉成男（明治大学知的財産法政策研究所長）

本日はお忙しい中、本シンポジウムにお集まりいただきまして、ありがとうございます。またフソベック氏、木下先生をはじめとする講師の方々には、本シンポジウムの実現にご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、明治大学知的財産法政策研究所では、現在、科研費の事業として「知的財産権と憲法的価値」というテーマの研究を続けております。この研究は、特許権と公衆衛生、あるいは、著作権と表現の自由や通信の秘密の保護といった「知財と憲法上の価値との対立」をどう調整するかという問題意識を持って進めている研究でございます。

経済的な価値である知的財産権と非経済的な価値である人の健康・生命、表現の自由等の憲法的価値の間の調整をどう実現するかは、たいへん難しい問題でございまして、足して2で割って調整することはできませんし、かといって、知財より人命や基本権が大事なことはわかりきったことではないか、というようなカテゴリカルな対応では、必ずしも現実の問題を解決することはできません。

そこで、どう調整するかという方法論になるわけですが、1つのアプローチは、カテゴリカルな対応ではなく、個々の具体的な事実に基づいて「比例の原則」を適用して適切な解決を図っていくという考え方、もう1つは、ルールとスタンダードの協働といえますか、事後のルール形成という発想です。価値観の対立が背景にある問題について、それを解決するルールをあらかじめ合意して形成するという「事前のルール形成」はたいへん難しい時代になっております。

こういう時代においては、今ある一般規範をスタンダードとし、個々の具体的事実に比

例の原則を適用してなんとか 1 つの妥協点を見出し、そうした解決策の蓄積の上に新しいルールを形成するという「事後のルール形成」が大きな役割を果たすようになっていくものと思います。それにともなって、法曹実務家や大学の研究者の政策提言力も今まで以上に強く求められていくだろうと思います。そういう問題意識で知財と憲法的価値に関する研究を続けているところです。

今回のサイトブロッキングというのも、まさに、そのような価値観の対立が背景にある難しい問題の 1 つです。そう簡単には答えが出ない問題だと思います。しかし、何とかして解決して乗り越えていかなければいけない問題であることも間違いありません。

サイトブロッキングについては昨今、様々な研究会やシンポジウムが開かれていると承知しておりますが、本日のシンポジウムは、法学研究家や裁判実務の専門家の方に集まっていただき、法律論、立法論として議論していただくということを特徴としております。サイトブロッキングは是か非か、賛成か反対かということではなく、仮に立法するとすれば、どのようなことに注意していなければならないか、法的側面に焦点をあてていただくと思っております。価値観の異なる知財政策と情報政策をどう調整していくか、知財の保護と通信の秘密の保護の対立についてどう合理的に折り合いをつけていくか、こういう問題について純粋に法律論の立場から議論していただくことによって、膠着している現状に一石を投じてみよう、というのが本日のシンポジウムの趣旨でございます。

より詳しくは、後ほど木下昌彦先生からご説明があるかと思いますが、以上を持ちまして主催者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。